

11. 寄居町の主な高齢者向け福祉サービス等

| 種類 | 事業名 | 内 容 対 象 者 | 担当 |
|----------|-----------------------------|---|--------|
| 生活に関する支援 | ふれあい配食サービス | 週5回まで、昼食用のお弁当をお届けします。1食400円です。 次のいずれかに該当する方 ①65歳以上のひとり暮らしの高齢者 ②65歳以上の高齢者のみの世帯に属する高齢者 ③障害者で食事の支度に支障があると認められる方 | A G |
| | ふれあい収集事業 | 日ごろのごみ出しに困っている方の生活支援として、戸別に訪問してごみを収集します。 身近に協力者がいない次のいずれかに該当する世帯 ①要介護または要支援認定を受けている65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯 ②障害者手帳等の交付を受けている者のみで構成する世帯 ③①及び②で規定する者のみで構成されている世帯 | C |
| | 日常生活用具給付等 | 電磁調理器や火災報知器の給付や老人用電話の貸与を行います。利用者世帯の所得により、費用負担があります。 介護の必要な状態が継続すると認められるおおむね65歳以上の在宅高齢者 | A |
| 外出に関する支援 | よりのふれあいサービス (有償家事援助サービス) | 協力会員が日常生活を支援するためにサービスを提供します。 内容は、①調理 ②洗濯 ③掃除 ④買い物代行 ⑤通院・買い物付添い ⑥話し相手 です。 利用会員として登録を希望し、次のいずれかに該当する世帯 ①高齢者のみの世帯 ②障害者のいる世帯 ③母子・父子世帯 ④妊産婦・幼児のいる世帯 | G |
| | 移送サービス (福祉有償運送) | 寝たきりの高齢者や車いすを使用する方等が通院や公共機関へ出向く際、一般公共交通機関を利用することが困難な場合、リフト付自動車で移送します。 ①要介護認定を受けている方 ②身体障害者手帳を交付されている方 | G |

《担 当》

- A 寄居町役場 健康福祉課 介護保険・高齢者福祉班**
TEL 581-2121 (内線123、124)
- C 寄居町役場 生活環境エコタウン課**
TEL 581-2121 (内線221、222)
- G 寄居町社会福祉協議会**
TEL 581-8523

| 種類 | 事業名 | 内容 対象者 | 担当 |
|-----------|-----------------------|---|----|
| 外出に関する支援 | 高齢者福祉 タクシー利用助成 | 町と契約したタクシー会社を利用した場合、初乗り料金を助成します。 町民税非課税世帯で、次のいずれかに該当する方 ①75歳以上のひとり暮らしの方で、要介護・要支援に認定されている方 ②75歳以上の高齢者のみの世帯で、要介護・要支援に認定されている方 ③65歳以上で自動車運転免許証を自主返納した方 | A |
| | デマンドタクシー (愛のりタクシー) | 町内全域を運行区域とした、乗り合いタクシーによる送迎サービスです。1回乗車（片道）300円で、事前に利用者登録と予約が必要です。 予約センター（社会福祉協議会内） 電話580-0555 町民 | D |
| | 歩行補助杖の給付 | 身体上の障害のため、歩行に支障がある在宅の高齢者等に歩行補助杖を給付します。 ①おおむね65歳以上で杖が必要になった方 ②身体障害者（肢体不自由）手帳を交付されていて杖が必要な方 | A |
| 見守り・声かけ支援 | 緊急時通報システム | 急病または事故などの緊急事態に対応するため、緊急時通報システムを設置します。 ①慢性的疾患などで常時注意を要する在宅のおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者 ②ひとり暮らしの重度身体障害者 | A |
| | 徘徊高齢者探索システム | 利用者の情報登録した端末機を対象者に常時装着し、衛星（GPS）と携帯電話の仕組みを利用して現在位置の特定を行い、事故等の防止を図ります。基本料金のほか利用状況に応じて利用者負担があります。 徘徊のみられる在宅高齢者 | A |
| | 徘徊高齢者等 早期発見シール事業 | 対象者の常用する靴や服などに、ドライヤーやアイロンで貼るシールを配布します。シールを付けた方が帰宅できずに困っているところを見かけた場合、最寄りの警察等へ連絡してもらうことで早期発見につなげます。 徘徊のみられる在宅高齢者等 | A |

＜担当＞

A 寄居町役場 健康福祉課 介護保険・高齢者福祉班
TEL 581-2121（内線123、124）

D 寄居町役場 都市計画課
TEL 581-2121（内線241～243）

| 種類 | 事業名 | 内容 | 担当 |
|----|-----|----|----|
|----|-----|----|----|

| | 事業名 | 対象者 | 区分 |
|-----------|--------------------------|---|----|
| 見守り・声かけ支援 | 救急医療情報キットの配布 | かかりつけ医や持病などの救急情報を記入した用紙等を筒状の容器に入れて冷蔵庫に保管しておき、救急時に駆け付けた救急隊が迅速な救急活動に活かします。 町内にお住まいの65歳以上のひとり暮らしの高齢者 | A |
| | 友愛訪問ボランティア 友愛電話ボランティア | 電話（月2回）や訪問（月1回）で、お話し相手になります。 ひとり暮らしの高齢者 | G |
| 介護支援 | 紙オムツ支給事業 | 在宅介護を支援するために、介護用の紙オムツを2か月に1度、2か月分を支給します。 在宅生活をしていて、次のいずれかに該当する方 ①要介護度1～5の方 ②身体障害者手帳1、2級の方 ③3歳以上で療育手帳A、Aの方 | G |
| | 理美容サービス | 寝たきり等の状態で外出することができない方へ、理美容券を年3枚支給します。1,000円の自己負担で理美容店の出張による散髪を利用できます。 ①要介護3～5の方 ②身体障害者手帳1、2級の方 | G |
| | 車いすの貸出 | 急な病気やケガにより、一時的に車いすが必要な方へ最大3か月貸し出しを行います。なお、利用にあたり、介護保険制度等が優先されます。 町民 | G |
| | 介護マークの貸出 | 外見から介護が必要であることが分かりにくい認知症高齢者や障害者等を在宅で介護する方に、介護マークを貸し出します。 町内に住所がある要介護者等の介護者で、介護マークを利用したい方 | A |
| その他 | 老人福祉センター使用券の発行 | 総合社会福祉センター「かわせみ荘」の受付で、身分を証明できるものを提示して申請すると、使用料が減免される「使用券」を発行します。 町内に住所を有する60歳以上の方 | H |

《担 当》

A 寄居町役場 健康福祉課 介護保険・高齢者福祉班

TEL 581-2121（内線123、124）

G 寄居町社会福祉協議会

TEL 581-8523

H 寄居町総合社会福祉センター かわせみ荘

TEL 581-3861

| 種類 | 事業名 | 内容 対象者 | 担当 |
|------|-------------------|--|--------|
| 権利擁護 | あんしんサポート ねっと | 安心して生活が送れるように定期的に訪問し、福祉サービスの利用の援助や、暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。利用料金がかかります。 ひとりで判断することに不安のある高齢者や知的障害・精神障害のある方 | G |
| | 寄居町成年後見 支援センター | 町が社会福祉協議会に設置し、認知症高齢者等の成年後見制度の利用に関する相談や支援を行うほか、成年後見制度の理解を深めるための講演会を開催したり、市民後見人の養成を行います。 また、社会福祉協議会が行う法人後見業務を支援します。 町民 | A G |
| | 成年後見制度 利用支援事業 | 身寄りのない認知症の高齢者の方が、親族などによる成年後見等開始の審判申立てができない場合、町長が代わって申立てを行います。 また、成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な方に対して、審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行います。 次のいずれにも該当する方 ①認知症などにより、判断能力が不十分である方 ②2親等内の親族がいない者又は親族があっても後見等開始の審判の申し立てを行うことができない方 | A |
| | 法律相談 | 法律的な問題や疑問について、町が依頼している弁護士が相談を受けます。予約制、無料です。実施日時・場所などは「広報よりい」に掲載しています。 町民 | E |

《担 当》

- A 寄居町役場 健康福祉課 介護保険・高齢者福祉班**
TEL 581-2121 (内線123、124)
- G 寄居町社会福祉協議会**
TEL 581-8523
- E 寄居町役場 人権推進課**
TEL 581-2121 (内線411)

| 種類 | 事業名 | 内 容 | 担当 |
|-----------------|----------------------------|--|--------|
| | | 対象者 | |
| 介護者家族の つどいなど | おしゃべりサロン (在宅介護者の 集い) | 相談機関の職員を交えて、介護者または介護経験のある方たちで介護について話し合ったり交流を深めたりします。 | I |
| | | 町民 | |
| | オレンジカフェ | 認知症の人と家族を支援する取組みの一つで、日頃の悩みなど何でも語らい、情報交換や相談が気軽にできる「集いの場」です。 | I J |
| | | 認知症の方やそのご家族、認知症について関心がある方、専門職など、どなたでも可能 | |

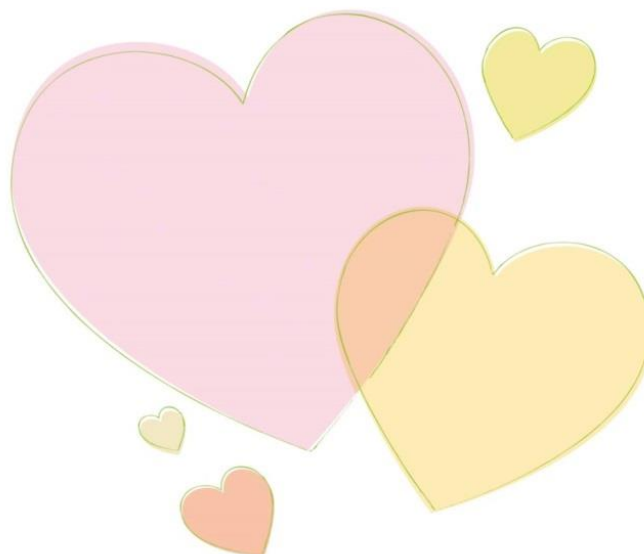
＜ 担 当 ＞

I 大里広域地域包括支援センター 寄居町社会福祉協議会

TEL 581-8548

J 大里広域地域包括支援センター 埼玉よりい病院

TEL 584-0062



12. 寄居町の介護予防事業・いきがい事業

| 事業名 | 内容 | 担当 |
|----------------|---|-------------|
| いきいき元気塾 | 65歳以上の健康な方を対象とした、地元で気軽に参加できる体操教室（ストレッチ、筋力・バランストレーニングなど）です。専門スタッフによる体操指導を行います。 | A |
| ふるさと健康体操 | 町が考案した健康体操のほか、軽体操やストレッチを行う教室です。 | B |
| 寄居いきいき百歳体操活動支援 | 地域のグループが住民主体で、週1回以上おもりを使った体操を行う活動の支援を行います。 | A I J |
| 脳の健康教室 | 簡単な読み書き・計算などの「学習」と仲間との「会話」を楽しみながら行う認知症予防を目的とした教室です。 | A |
| 健診結果相談会 | 特定健康診査・後期高齢者健康診査の結果について、保健師が生活習慣病予防指導等を行います。 | B |
| ますます元気教室 | 地元の身近な会場に出向き、健康講話や軽体操など健康づくりに関する教室を行います。 | I J |

＜ 担当 ＞

A 寄居町役場 健康福祉課 介護保険・高齢者福祉班

TEL 581-2121（内線123、124）

B 寄居町役場 健康福祉課 保健指導班（保健福祉総合センター内）

TEL 581-8500

I 大里広域地域包括支援センター 寄居町社会福祉協議会

TEL 581-8548

J 大里広域地域包括支援センター 埼玉よりい病院

TEL 584-0062



| 事業名 | 内容 | 担当 |
|------------------|---|-------------|
| ふれあい いきいきサロン | 地域の福祉委員や地域支えあいの会が中心となり地元の会館を会場に開催している、高齢者などを対象とした交流の場です。 | G |
| 認知症サポーター 養成講座 | 認知症の人やその家族を見守り、地域全体で支えあうために、認知症の正しい知識を学ぶ講座です。 | A I J |
| とことん学び塾 | 60歳以上の方を対象に、「支えあいとふれあいのある健康長寿のまち」を目指す取り組みとして、生きがいづくり、仲間づくりに関する講座を年間を通じて開催します。参加費等が必要です。 | F |
| シニア健康塾 | 各単位老人クラブ会員を対象に、介護予防や健康に関する講話・レクリエーションを行います。 | H I |
| 教養教室 | 高齢者の健康と生きがい・仲間づくりを目的として教養教室7講座を開講しています。 | H |
| カラオケ | かわせみ荘1階大広間でカラオケ(1曲100円)の利用ができます。また、月に1回カラオケ大会を実施しています。 | H |
| 老人クラブ活動部 | ゲートボール、グラウンドゴルフ・ペタンク、囲碁将棋、社交ダンス、コーラス等の活動が定例的に実施されています。 | H |

《担 当》

- A 寄居町役場 健康福祉課 介護保険・高齢者福祉班**
TEL 581-2121 (内線123、124)
- F 寄居町中央公民館**
TEL 581-2662
- G 寄居町社会福祉協議会**
TEL 581-8523
- H 寄居町総合社会福祉センター かわせみ荘**
TEL 581-3861
- I 大里広域地域包括支援センター 寄居町社会福祉協議会**
TEL 581-8548
- J 大里広域地域包括支援センター 埼玉よりい病院**
TEL 584-0062

13. 介護保険を利用した介護(介護予防)サービス

介護が必要であると「認定」を受けた場合に、介護サービスを利用できます。

対 象：①65歳以上で、介護を必要とする方

②40～64歳で、特定疾病が原因で介護が必要となった方

| | サービス名 | 内 容 |
|--------------------|-----------------------------------|--|
| 施設に通って 受けるサービス | 通所介護 (デイサービス) | デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。 |
| | 認知症対応型 通所介護 | 認知症と診断された高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。 |
| | 通所リハビリ テーション (デイケア) | 介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。 |
| | 短期入所生活介護 短期入所療養介護 (ショートステイ) | 介護老人福祉施設や介護老人保健施設に短期間入所して、介護や機能訓練が受けられます。 |
| 自宅に訪問して もらうサービス | 訪問介護 (ホームヘルプ サービス) | ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。 ・身体介護：食事、入浴、排せつのお世話や衣類・シーツの交換など ・生活援助：住居の掃除、洗濯、買い物、食事の準備、調理など |
| | 訪問看護 | 看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。 |
| | 定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護 | 密接に連携を取っている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などをすることで随時対応も受けられます。 |
| 地域密着型 | 小規模多機能型 居宅介護 | 小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。 |
| | 認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム) | 認知症と診断された高齢者が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。 |
| 施設に入所する サービス | 介護老人福祉施設 (特別養護老人 ホーム) | つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。 |
| | 介護老人保健施設 | 病状が安定し、リハビリに重点を置いた介護が必要な方が対象の施設です。 |

○ 介護保険の利用には、所定の手続きが必要となります。

申請窓口：大里広域市町村圏組合または寄居介護保険事務所(寄居町役場)

○ 掲載されている介護サービスについては、すべてではありません。

また、要介護度に応じて利用できるサービスや利用料が異なります。

詳細は担当のケアマネージャー、または地域包括支援センター等へご相談ください。